平成２９年（フ）第２４１号
福岡県春日市泉３丁目57番地
債務者　松島　麗子
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅野　晃平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７０３号
福岡市中央区高砂２丁目８番19―303号
債務者　有村　みい
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大津　集平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月８日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４０６号
福岡市城南区南片江６丁目21番11―205号
債務者　天野　慎也
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　千尋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４６１号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄１丁目68番地　サザンコート・ブティア801号
債務者　森山　英祐
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７０６号
福岡市城南区堤団地30番508号、前住所福岡市南区長丘２丁目20番77―301号
債務者　西　　宏之
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井慎一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月10日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６２号
北海道室蘭市日の出町１丁目10番20号ハイツＪＵＮ205号、前住所北海道伊達市向有珠町204番地
債務者　石橋　康治
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木橋俊輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第１２３２号
横浜市鶴見区駒岡４丁目26番18号　ディアス綱島Ａ棟202
債務者　並木　洋一
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　拓矢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月８日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第４０号
秋田県横手市駅南１丁目５番２号　ＷＩＴＨ太田弐番館101号
債務者　渡部　大夏
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第１３７号
函館市吉川町７番６―505号
債務者　高林　深雪
1　決定年月日時　平成29年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３３号
山形市上町２丁目９番１号、住民票上の住所山形市小白川町４丁目14番５号
債務者　安久津正清
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５７号
山形市大字岩波５番地　あたご荘
債務者　渡邉　敏彦
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５８号
山形市江俣３丁目９番18号　ワコーフラットＫⅡ　203号
債務者　菅原　武夫
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５９号
山形市江俣４丁目３番30号　ちくらハイツ201号、前住所山形市江俣３丁目９番18号　ワコーフラットＫⅡ　203号
債務者　菅原　和美
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６０号
山形県西村山郡河北町西里2133番地
債務者　鈴木　　学
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２号
和歌山県東牟婁郡串本町西向796番地
債務者　前田　周作
1　決定年月日時　平成29年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第５２９号
埼玉県蕨市塚越３丁目９番９号　シティハイム塚越101号
債務者　日下さおり
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５７８号
埼玉県鴻巣市新宿１丁目199番地１　エクセル199番館101号
債務者　竹下　和男
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係